

松岡ゼミ・山本ゼミ対抗ディベート

2010年1月6日

1) ケース

Xは、会社T₁（東辰）^{トウシン}から建物を賃料1か月500万円で賃借し、毎月末日に翌月分の賃料をT₁がA銀行に有する口座甲に振り込んで支払っていた。そのほか、Xは、かつて、会社T₂（透信）^{トウシン}から通信用紙等を購入し、その代金をT₂（透信）のF銀行U支店の口座乙に振り込んで支払っていたが、数年前にコピー用紙を購入してその代金を支払ったのを最後取引はなく、債権債務関係はなかった。また、Xは、送金手数料を節約するため、受取人の口座銀行と同一の銀行に振込依頼をすることにしていた。

Xは、T₁（東辰）に対し、2008年12月分の賃料500万円を支払うため、同年11月28日（金）に、取引先のB銀行O支店に500万円の振込依頼をしたが、その際、社内の連絡ミス等により、手続きを担当した従業員に、T₁（東辰）に対する振込手続をT₂（透信）に対する振込手続と誤って、振込先をF銀行U支店との指示が伝えられたため、T₂（透信）の口座乙に500万円が入金記帳されてしまった。

この誤振込みが12月1日（月）の午後4時すぎにわかったため、Xは、翌2日の9時にB銀行O支店に連絡し組戻しを依頼したが、O支店からは「すでにT₂に対して入金記帳がされていたため、T₂に誤振込みの連絡をしたが、T₂の責任者が不在でその同意を得られなかったため、組戻しはできない」との回答を受けた。XからもT₂に対して同意を求めたが、代表者が不在というばかりで誤振込金の返還について、明確な回答は得られなかった。同月3日、Xは、X・T₂間に最近取引関係がないことはT₂の従業員を通じても確認できたため、その事情をF銀行U支店に伝え、払戻請求には応じないよう依頼した。Uの支店長は、最初は依頼には応じられないと答えたが、T₂の乙口座における入出金が最近1年間Xからの振込み以外にはなく、残高も501万余円にすぎないとわかったため、Xの申出を了承した。

翌4日にT₂名義の預金通帳と届出印を持参した者（誰かは不詳）から乙口座の全額の払戻請求があったので、U支店の支店長が事情を説明して直ちには応じかねると回答したところ、払戻を請求した者は、捨て台詞を残して退散した。

その後、同月15日になって、T₂（透信）に対して貸金債権を有していたYが、T₂（透信）の口座乙を差し押さえた。この場合に、Xは、Yによる強制執行の不許を求めることができるか。

2) 参考文献

- A) 岩原紳作「判批：最判平成8年4月26日」中田裕康=潮見佳男=道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ』（有斐閣・第6版・2009年）142-143頁
松岡久和「判批：最判平成8年4月26日」『平成8年度重要判例解説』（有斐閣・1997年）73-75頁
- B) 岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣・2003年）313-353頁
森田宏樹「振込取引の法的構造——『誤振込』事例の再検討」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣・2000年）123-198頁
山田誠一「誤った資金移動取引と不当利得(上)(下)」金融法務事情1324号12頁・1325号23頁（1992年）
菅原胞治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか①～③(完)」銀法670号670号18頁以下、671号16頁以下、673号38頁以下(2007年)
- C) 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁
最判平成20年10月10日民集62巻9号2361頁